

旅券（パスポート）、査証（ビザ）のご案内

- パスポートはすでにお持ちですか？
- パスポートの有効期限は、今回の渡航先の必要残存期間を満たしていますか？
- 査証(ビザ)が必要な国への渡航ではございませんか？

⇒ パスポートをまだお持ちでないお客様や有効期限が不足しているお客様はパスポートの申請手続きが必要です。
⇒ 査証が必要な国への渡航で、弊社へ手配をご依頼をいただいていない場合、ご自身で査証申請手続きが必要です。
手続きに数週間かかる場合もございますのでご注意ください。

◎この一覧表は【日本国籍】で、【弊社募集型企画旅行の期間内】で、【観光目的】の渡航の場合に適用される条件です。

上記の条件に該当されない場合は、必ず訪問国の在日大使館へご自身でお問い合わせください。

(例) 弊社ツアーの日数を超えて現地へ滞在する場合、外国籍の場合、観光目的以外の渡航の場合等

◎下記は2020年1月21日現在の情報を基に記載しており予告なく変更となる場合がございます。

詳しくは訪問国の在日大使館でご確認ください。旅券の残存期間が少ない方は、お早目の更新をおすすめいたします。

アメリカ・カナダ・中南米

訪問国	旅券必要残存期間	査証
アメリカ (ハワイ含む)	帰国時まで有効なもの(入国時90日以上が望ましい)	90日以内の観光は、ESTA（電子渡航認証）を取得する事で不要（注1）（注2）
アルゼンチン	帰国時まで有効なもの（査証欄余白1頁以上必要）	90日以内の観光は不要
エクアドル	入国時6ヶ月以上	90日以内の観光は不要
カナダ	出国予定日+1日以上（査証欄余白見開き2頁以上必要）	空路での入国に際し、最大6ヶ月以内の観光は、eTA（電子渡航認証）を取得する事で不要（注3）
キューバ	入国時3ヶ月以上（査証欄余白1頁以上必要）	30日以内の観光は不要（注4）但し、査証申請に似たツーリストカードの申請手続きが大使館領事館にて必要。申請書は下記サイトにてダウンロード可。 http://misiones.minrex.gob.cu/ja/ri-ben
グアム	帰国時まで有効なもの(入国時45日以上が望ましい)	定期便就航会社を利用の場合、45日以内の観光は不要（注5）
ジャマイカ	入国時6ヶ月以上(査証欄余白1頁以上必要)	30日以内の観光は不要
コスタリカ	帰国時まで有効なもの	90日以内の観光目的は不要。復路航空券の提示が必要。
グアテマラ	入国時6ヶ月以上	90日以内の観光目的は不要。（復路航空券や滞在費用証明の提示を求められる場合がある）
トリニダードトバコ（英国）	入国時6ヶ月以上	3ヶ月以内の滞在は査証不要。（復路航空券や滞在費用証明の提示を求められる場合がある）
コロンビア	入国時3ヶ月以上	90日以内の観光目的は不要(往復航空券が必要、滞在費用証明の提示を求められることがある)
チリ	帰国時まで有効なもの(査証欄余白1頁以上必要)	90日以内の観光は不要 180日以内の滞在は不要
パナマ	滞在日数が3ヶ月未満の場合、入国時3ヶ月以上(査証欄余白1頁以上必要)	(出国用航空券、500米ドル以上の保持を証明するの現金、クレジットカード、トラベラーズチェック等の提示)
ブラジル	帰国時まで有効なもの（査証欄余白見開き2頁以上必要）	90日以内の観光は不要。但し滞在合計日数が過去12ヶ月間に180日を超えないこと。
ペルー	入国時6ヶ月以上(査証欄余白5頁以上必要)	183日以内の観光は不要
ボリビア	入国時6ヶ月以上（査証欄余白2頁以上必要）	90日以内の観光は不要（出国用航空券、滞在費用証明の提示を求められる場合がある）
メキシコ	帰国時まで有効なもの(査証欄余白1頁以上必要)	180日以内の滞在であれば不要。ただし、出入国カードが必要。機内・入国空港で入手できるほか下記のサイトでも、作成・印刷することができます。 https://www.inm.gob.mx/fmme/publico/ja/solicitud.html

(注1) 「ビザ免除プログラムの改定及びテロリスト渡航防止法」により、米国査証免除プログラム(VWP)参加国の国籍の他にイラン、イラク、シリア、スーダン、北朝鮮のいずれかの国籍を持つ二重国籍の保有者、あるいは2011年3月1日以降、イラン、イラク、シリア、北朝鮮、スーダン、リビア、ソマリア、イエメンに渡航または滞在したことがある方は査証の取得が必要です。

(注2) ESTA（電子渡航認証）の申請は、米国税関国境局（CBP）のウェブサイトより行えます。

(注3) eTA(電子渡航認証)の申請はカナダ市民権・移民省のウェブサイトより行えます。米国より陸路入国で最大6ヶ月の観光は不要です。

(注4) 滞在期間中の医療費をカバーする保険の加入が必要。（アメリカ系保険会社を除く国際的な業務を行う保険会社。入国時に英文の保険証書の提示を求められる場合がある）

(注5) 機内で配布される書類、I-736に必要事項を記入し入国時に提出すれば不要。